

ビオス  
**BIOS** 保証書

2016年 3月 7日 発行

下記の物件の地盤について、BIOS保証の品質基準に合格したことを認め、BIOS保証の規程を適用致します。

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 物件番号   | 2015120134          |
| 物件名称   | 玉原モデルハウス様邸          |
| 物件住所   | 岡山県玉野市玉原2-1063-65   |
| 品質保証期間 | 2016年 2月 29日より 30年間 |

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会会員名：河井林産株式会社

特記事項

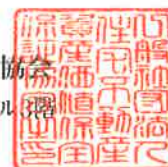
<ご注意>

1. 当社団の印及び物件番号が無い場合、この BIOS 保証書は無効です。
2. この BIOS 保証書を紛失した場合には、当社団に連絡し再発行の手続きをしてください。(有償)
3. 詳細は裏面の BIOS 保証規程をご確認ください。
4. BIOS 保証に係る料金が当社団指定日までに払い込まれない場合は契約が不成立となり、本 BIOS 保証書は無効となります。

<発行者>



一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-21 葺手第二ビル3階  
Tel:03-4540-6395 Fax:03-6868-7114



一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会は、損害保険会社と保険契約を締結しております。



ビオス

# BIOS 規程

## 第1条(総則)

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会(以下、当社団といいます)は、表面記載の物件について、地盤の不同沈下に起因する建物の損害を保証します。

## 第2条(保証対象)

当地盤保証は、地盤調査データ解析に基づいた基礎工事、または地盤改良工事が実施された建物を保証対象とします。お客様が増改築工事をされる場合、その施工前に当社団の承認が必要となります。

## 第3条(保証期間)

保証期間は、表面記載の期間といたします。

## 第4条(保証期間の終了)

保証書記載物件の滅失登記がなされた場合、保証書記載の保証期間中でも保証は終了いたします。

## 第5条(保証限度額)

一保証対象物件について一事故につき最大 5,000 万円まで保証いたします。

## 第6条(保証内容)

当地盤保証の保証内容は次のとおりです。

- ①不同沈下に起因した建物の不陸及び不具合の補修などは、当保証の開始時の設計、仕様、材料等に従って、その原状と同程度に回復するための補修工事を行います。
- ②不同沈下の建物の修理等は、当社団の指定業者による施工に限り保証対象とします。
- ③お客様が保証開始時を上回る材料、品質による修理、付帯工事等を希望される場合には、それらにかかる費用の内、通常修理に要する費用を上回った部分はおお客様の負担となります。
- ④補修工事の期間に仮住居が必要な場合は、その諸費用も保証対象といたします。ただし、保証物件所有者が自らの住居用に供している戸建住宅に限りです。
- ⑤補修などの実施が困難な場合、又は損害の程度に比べて補修に過分の費用を要する場合には、当社団は補修に代えて当社が査定した費用を負担いたします。
- ⑥本保証には、休業補償等の営業保証は含まれておりません。

## 第7条(保証免責事由)

次のいずれかに該当する場合、当社団は保証いたしません。

- ①当社団の承認を得ず、地下室、地下車庫、擁壁等を含む外構工作物工事が実施された場合
- ②対象建物の取得者、賃借人、占有者等の対象建物を使用する者により、著しく不適切な維持管理、通常想定される使用状態と著しく異なる使用、当初想定されたものと著しく異なる使途・用途及び増改築等により対象建物の構造、面積等が変更されたことに起因して損害が発生した場合
- ③近隣の土木工事、道路工事又は車両の通行等の第三者の人為的な作用により、調査地の基礎地盤に予測し得ない外力が作用したことに起因して損害が発生した場合
- ④責めを負うべき第三者が存在する場合
- ⑤対象物件に収容する家財の損壊に起因して損害が発生した場合
- ⑥事前の消耗、摩擦、かび、さび、変質、変色その他類似の事故に起因して損害が発生した場合
- ⑦直接であると間接であるとを問わず、地滑り、がけ崩れ、断層の活動、地割れ等の地盤若しくは地形の変動又はこれらに類似の予期できない自然環境の変化に起因して損害が発生した場合
- ⑧地震、噴火、洪水、津波、台風、落雷、竜巻等の天災に起因して損害が発生した場合
- ⑨火災、爆発、暴動等の不可抗力に起因して損害が発生した場合
- ⑩地下水の増減により損害が発生した場合
- ⑪植物の根等の成長に起因して損害が発生した場合
- ⑫地耐力調査が行われずに施工されたことに起因して損害が発生した場合
- ⑬地耐力調査によって、その工法が不適当と判断されたにもかかわらず施工されたことに起因して損害が発生した場合
- ⑭当社団が指定する以外の業者により沈下修正工事が実施された、若しくは沈下修正工事が実施されない、又はお客様自身により沈下修正工事が実施された場合
- ⑮水平長に対し、勾配角 1000 分の 5 未満の不同沈下の場合
- ⑯当初の設計、配置計画等と異なる場合
- ⑰保証期間の開始日において、対象物件に損害が発生するおそれがある状況を知っていた場合、又は知っていたと判断できる合理的な理由がある場合